

Tax

Issue P346 – 2021 年 12 月 7 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

RCEP 原産地管理弁法の公布

注目を集めた「地域的な包括的経済連携協定」（以下、「RCEP」）は既に発効要件を満たし、2022 年 1 月 1 日に正式に発効する見通しである。RCEP における原産地規則のスムーズな実施を確保するために、税関総署は先日 RCEP における輸出入物品原産地管理弁法¹（税関総署令第 255 号。以下、「原産地管理弁法」）を公布し、RCEP の対象物品に関する原産資格、特惠待遇享受手続き、原産地証明などの事項について規定した。RCEP が 2022 年 1 月 1 日をもって署名国の中の 10 か国²の間で発効するため、「原産地管理弁法」はまず上述の 10 か国における輸出入物品の原産地管理に適用される。残りの署名国における RCEP の発効に伴い、「原産地管理弁法」の適用対象国リストは公告を通じて調整される予定である。

特筆すべき点として、RCEP における認定輸出者自己申告制度（認定輸出者が指定発給機関から原産地証書を取得する必要がなく、自ら原産地申告書を発行することで特惠税率を享受できる制度）の運用は、初の大規模な運用となる。認定輸出者自己申告制度のスムーズな実施を確保するために、税関総署は「原産地管理弁法」に併せて、「認定輸出者管理弁法」³（税関総署令第 254 号）を公布した。「認定輸出者管理弁法」は 2022 年 1 月 1 日より施行され、また、RCEP とともに、中国とスイス・アイスランド・モリシャスと間の二国間自由貿易協定における認定輸出者管理にも適用され、中国の認定輸出者の一般管理規定となる見通しである。

「原産地管理弁法」の要点解釈

原産地概念

RCEP における原産地概念の運用は、下記の 2 ステップに分けられる。

- 対象物品が RCEP に定める原産品であるか否か、即ち、RCEP に定める原産資格

¹ 税関総署令第 255 号（「中華人民共和国税関による『地域的な包括的経済連携協定』における輸出入物品原産地管理弁法」の公布に関する法令）：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4015202/index.html>

² ブルネイ・カンボジア・ラオス・シンガポール・タイ・ベトナムの 6 か国（以上 ASEAN 加盟国）、及び中国・日本・ニューージーランド・オーストラリアの 4 か国（以上 ASEAN 非加盟国）を指す。残り 5 つの署名国の内、韓国については、来年の 2 月 1 日より発効する予定であり、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ミャンマー（以上 ASEAN 加盟国）については、国内批准の完了後に RCEP 協定が発効する。

³ 税関総署令第 254 号（「中華人民共和国税関認定輸出者管理弁法」の公布に関する法令）：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4015185/index.html>

Authors :

Dolly Zhang

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

Email : dozhang@deloitte.com.cn

June Qu

Director

Tel : +86 27 8538 2378

Email : junqu@deloitte.com.cn

Tomey Lin

Director

Tel : +86 20 2831 1057

Email : tomlin@deloitte.com.cn

Elaine Wu

Manager

Tel : +86 27 8538 2308

Email : elaiwu@deloitte.com.cn

を持っているか否かを判断する。この判断は、RCEP における原産地規則の一般基準、即ち関税分類変更基準・付加価値基準・加工工程基準、及び例外規定やその他の特別な規定に基づき行われる。

- RCEP に定める原産資格を持つと判断された物品に対して、当該物品の原産国（地域）を決める必要がある。原産国（地域）を決定する際、輸入国の「特定物品リスト」に掲載されることによって品目別規則を適用する必要性について確認しなければならない。前述の規則を適用した上でなお原産国（地域）を確定できない場合の取り扱いについて、「原産地管理弁法」において具体的に定められた。

原産地証明

RCEP における原産地証明は、原産地証書と原産地申告書の 2 種類を含み、両者は同等の法的効力を持ち、発給日または発行日から 1 年以内に有効である。

- 原産地証書は輸出国の指定発給機関が発給するものであり、当該指定発給機関が認めた機関による署名・捺印が必要である。中国の指定発給機関は直属税関、従属税関、中国国際貿易促進委員会及びその地方分会である。
- 原産地申告書は認定輸出者が発行するものであり、発行者の氏名と署名が必要である。認定輸出者の情報は、輸出国税関から域内のその他の締約国の税関へ共有される。

「連続する原産地証明（Back-to-Back Proof of Origin）」の運用は、RCEP の特色の一つである。「連続する原産地証明」とは、ある締約国 A から輸出された原産品が他の締約国 B を経由してさらに別の締約国 C に輸入され、中継国である締約国 B において貨物に対して何ら加工がなされず、締約国 A で取得した原産資格に何ら変更がない場合において、締約国 A で当該貨物に対して発給された原産地証明に基づき、締約国 B の原産地証明の発給機関より発給されるもの、又は締約国 B の認定輸出者が自ら発行するものであり、「対象となる産品に対して何ら加工がなされず、もとの原産資格を維持していること」を担保し、かつこれを確認するための書類である。

輸入特惠待遇

- 適用税率の確定——RCEP 締約国間における関税譲許は、相手国によってその範囲、幅、実施タイミングに差異があるため、ある締約国が複数の他の締約国から同じ物品を輸入する場合、異なる特惠優遇が設定されている可能性がある。そのため、原産資格を有する輸入物品に対して、その原産国（地域）を確認してから、適用される特惠税率を確認する必要がある。また、対象物品が原産資格を有すると判断された後、企業は当該物品の原産国（地域）を確定せずに、当該輸入国が当該物品について他の締約国に与える特惠税率の中から、最高税率の適用を直接申請することもできる。

For more information, please contact:

Indirect Tax Services National Leader

Lily Li

Partner

Tel : +86 21 6141 1099

Email : lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader

Shu Tian

Partner

Tel : +86 10 8534 2338

Email : shutian@deloitte.com.cn

Customs and Global Trade Services National Leader / Northern China

Yi Zhou

Partner

Tel : +86 10 8520 7512

Email : jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

LiQun Gao

Partner

Tel : +86 21 6141 1053

Email : ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang

Partner

Tel : +86 20 2831 1212

Email : jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

Email : ftang@deloitte.com.cn

- 特恵税率の適用申請——輸入する原産品に対する特恵税率の適用を申請するには、原産地証明・インボイス・全行程の運送書類を以て、輸入申告段階において税関に特恵税率の適用を申請する必要がある。輸入通関手続きの完了までに対象物品の有効な原産地証明を取得できなかった場合、当該物品の原産資格の有無について税関に追加申告を行い、かつ規定に基づき税関に税金担保を提供する必要がある。一回の輸入において、輸入される原産品の課税価格が 200 米ドル又はそれ以下である場合、特恵税率の適用申請に際して、原産地証明の提供が免除される。

コンプライアンス

輸出入企業は、貨物の原産資格と原産国（地域）を証明するために提出した書類、及び輸出入通関申告のために提出した書類に関する真実性、完全性、正確性に対して責任を負う。

原産地証書の申請者、原産地申告書を発行する認定輸出者、特恵税率が適用される輸入物品の荷受人は、対象物品の原産資格と原産国（地域）を十分に証明できる書類を保管し（保管期限 3 年）、かつ税関による原産地審査を受けなければならない。

留意点として、「原産地管理弁法」には規定違反の法的責任について言及されていないが、密輸に該当する「原産地管理弁法」への違反行為、税関監督管理規定への違反行為、又はその他の「税関法」規定への違反行為に対して、税関は「税関法」、「税関行政処罰実施条例」等の関連規定に従って処罰を与え、刑事責任を追及することができる。

「認定輸出者管理弁法」の要点解釈

認定輸出者の定義と適合条件

「認定輸出者管理弁法」において、「認定輸出者」の定義が初めて明文化された。「認定輸出者」とは、「経済連携協定等における原産資格を持つ原産品について原産地申告書を発行する資格有する企業」として、法に従い税関から認定を受けた輸出事業者である。税関は認定輸出者に対して、「誠実で信用を守り、法を遵守すれば利便を与える」という原則に基づき管理を行う。認定輸出者は、以下の三つの条件に適合しなければならない。

- 経済連携協定等における原産地規則を熟知し、規定通りに原産地申告書を発行するよう保証している。
- 整備された原産地証明書類管理制度を構築しており、税関の検査に備えて、原産地管理に関する書類保管とトレーサビリティを実現している。
- 税関高級認証企業である。

資格申請及び審査プロセス

認定輸出者資格を申請する企業は、所在地の直属税関に書面申請を提出する必要がある。税関が申請書類を受け取った日から 30 日以内に、申請者に審査結果を書面にて郵送する。認定輸出者資格の有効期限は 3 年であり、有効期限満了前 3 ヶ月以内において、認定輸出者は所轄税関に書面にて資格更新申請を提出することができる。更新後の認定輸出者資格の有効期限は 3 年である。認定輸出者管理の利便化を図るため、税関は認定輸出者管理情報化システムを構築した。

事後監督管理及び動的調整

「認定輸出者管理弁法」において、認定輸出者の書類保管等の義務について規定されており、「認定輸出者は税関の認定輸出者管理情報化システムを通じて原産地申告書を発行し、発行した原産地申告書の真実性と正確性に対して責任を負う」ことが明確に定められた。認定輸出者の資格申請における虚偽情報の提供、及び原産地申告書の偽造・売買などの行為に対して、税関は警告を発し、1 万人民元以下の罰金を課すことができる。認定輸出者が税関高級認証企業資格を維持できなくなった場合、或いは所轄税関に資格更新を申請せずに認定輸出者の有効期間が満了した場合、税関は当該認定輸出者の資格を取り消すことができる。企業が認定輸出者の資格申請において虚偽情報を提供した場合、原産地申告書を偽造・売買した場合、或いは税関総署の規定に合致しない原産地申告書を発行し、1 年間の発行数が前年度の発行数合計の 1%を超え、かつ対象貨物の価値が合計 100 万人民元を超えた場合、税関は当該認定輸出者の資格を取り消すことができ、当該企業は以降 2 年間に於いて認定輸出者資格を再申請できない。

アドバイス

チャンスを掴み取り、優遇政策を享受する

RCEP による関税削減措置は企業の運営コスト削減に寄与するものであり、企業は RCEP を活用することで、製品価格面での優位性を確保し、サプライチェーン等に関する競争力をより一層強化できる。新型コロナウイルスの感染拡大及び地政学的緊張を背景に、RCEP によってもたらされる経済的利益は、従来よりも重要である。関連企業は RCEP における特惠待遇を十分に享受できるように、自身の位置する産業とマーケット、商品などの実際の状況を把握、RCEP が企業のサプライチェーンとバリューチェーンにもたらす影響について分析し、原材料仕入・物流配送・生産・販売・マーケティングなどについて計画を立てることが推奨される。

原産地規則を把握し、コンプライアンス管理を強化する

RCEP における特惠待遇を享受するためには、原産地規則を正確に理解し、運用することが肝要である。原産地規則は比較的複雑であり、その運用は関税分類、税関評価などの専門分野、物流やサプライチェーンなどの管理に関わる。原産地規則の運用において、生産・仕入・販売・財務を含む社内各部署の連携、及びデータと指揮系統の統合による管理の一元化が必要であるが、コンプライアンスリスクに繋がる不備がどの段階にも発生しうる。従って、関連企業は、情報化ツールの運用を通じて原産地情報を記録・保存し、原産地申告書を作成するための電子データを蓄積すると同時に、原材料の原産地に対する判断の信頼性及び正確性を確保するために、外部サプライヤーを必要に応じてコントロールすることが推奨される。

中国の構築する自由貿易協定ネットワークがより一層拡大する見通しであることを踏まえて、企業は「原産地管理弁法」の実施をきっかけに、原産地に関連するコンプライアンス体制を構築することが推奨される。輸出入量と取り扱う製品の種類、仕入先と販売先に関する所属国（地域）の数が多い企業は、デジタル化・スマート化されたエンドツーエンドの原産地管理システムを構築し、情報入力と記録、データ保管、原産地申告書の発行などをカバーする全面的なプロセス管理能力を強化することで、コンプライアンス違反による不利な影響を回避し、競争上の優位性を高めることが推奨される。

認定輸出者資格を申請し、利便措置や優遇政策を享受する

RCEP の発効とともに施行される「認定輸出者管理弁法」により、自由貿易協定における原産地証明手続きが簡素化され、指定発給機関から原産地証書を取得する従来の手続きにかわって、認定輸出者は自ら原産地申告書を発行することで、特惠税率を享受できる。この制度は輸出管理コストの削減と輸出効率の向上に寄与するものであり、当自由貿易協定において検討すべき内容の一つとなっている。「認定輸出者管理弁法」は、RCEP の発効とともに、中国とスイス・アイスランド・モーリシャスと間の二国間自由貿易協定における認定輸出者管理にも適用され、将来において中国が参加する自由貿易協定における認定輸出者の一般管理規定となる見通しである。認定輸出者は輸出管理コストの削減において優位性を有するため、認定輸出者の適合条件の一つである税関高級認証企業資格は、その価値がますます向上する見込みである。認定輸出者資格を申請する意向があるが、税関高級認証企業資格を取得していない企業は、税関総署による企業信用等級管理に関する政策動向に留意し、高級認証企業基準に適合するように輸出入通関業務と貿易のコンプライアンス管理水準を高めることが推奨される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : vicli@deloitte.com.cn

Northern China

XiaoLi Huang

Partner

Tel : +86 10 8520 7707

Fax : +86 10 6508 8781

Email : xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang

Partner

Tel : +86 20 2885 8608

Fax : +86 20 3888 0115

Email : jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

Fax : +86 23 8857 0978

Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 6508 8781

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (中国本土)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0115

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (中国香港)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2543 4647

Email : dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Partner

Tel : +86 10 8512 5524

Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel : +86 21 6141 1368

Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海

中野 隆正

Senior Manager

Tel : +86 21 3313 8800

Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州

左 迪

Partner

Tel : +86 20 2831 1309

Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつ又は複数を指します。DTTL（又は「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課し又は拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム又は関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80%の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 345,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte China.